				［略］
パルス計数装置				
	日本産業規格Ｃ一二六三―二及びＣ一二七三―二に規定する計器定数、複合電気計器の表示機構並びに発信装置及び分離することができる表示機構の試験ができるもの			［略］
出力機構試験装置				［略］
	日本産業規格Ｃ一二七三―二に規定する出力機構の試験ができるもの			［略］
計量特性保護試験装置				［略］
	日本産業規格Ｃ一二七三―二に規定する計量特性の保護の試験ができるもの			［略］

				［略］
	定格周波数の一周期にあたる時間で一回開閉できるもの			［略］
	［新設］			［略］
	［新設］			［略］
	［新設］			［略］
	［新設］			［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（構造に係る技術上の基準に係る特例）	（構造に係る技術上の基準に係る特例）
第二条　電子式の電気計器にあっては、計量法（以下「法」という。）第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準の規定の適用については、令和五年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。	**第二条**　電子式の電気計器にあっては、計量法（以下「法」という。）第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準の規定の適用については、平成三十四年四月一日（次条及び附則第四条において「適用日」という。）の前日までは、なお従前の例による。
（型式の承認をすべき期限の特例）	（型式の承認をすべき期限の特例）
第三条　電子式の電気計器にあっては、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に法第七十六条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の申請書が提出されたものについてのこの省令による改正後の特定計量器検定検査規則第七十一条第一項第四号（第七十一条第三項で準用する場合を含む。）の適用については、同号中「九十日」とあるのは、「三百六十五日」とする。	**第三条**　電子式の電気計器にあっては、適用日から平成三十五年三月三十一日までの間に法第七十六条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の申請書が提出されたものについてのこの省令による改正後の特定計量器検定検査規則第七十一条第一項第四号（第七十一条第三項で準用する場合を含む。）の適用については、同号中「九十日」とあるのは、「三百六十五日」とする。